

平成15年第1回瑞穂市議会定例会会議録(第4号)

平成15年7月4日(金)午後1時30分開議

議事日程

- 日程第1 議案第10号 瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について
- 日程第2 議案第14号 平成15年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第3 議案第21号 平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算
- 日程第4 議案第12号 瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第13号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について
- 日程第6 議案第18号 平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第19号 平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 平成15年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 平成15年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第10 議案第11号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第15号 平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第12 議案第16号 平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第13 議案第17号 平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第14 請願第1号 相撲の土俵新設に関する請願
- 日程第15 発議第5号 地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項について
- 日程第16 発議第4号 税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書について
- 日程第17 発議第6号 教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	桜木 ゆう子	2番	新井 正信
3番	岡田 均	4番	吉村 武弘
5番	太田 定敏	6番	日高 清
7番	小川 勝範	8番	小寺 徹
9番	藤橋 禮治	10番	山本 訓男

11番	広瀬捨男	12番	清水貞夫
13番	加藤茂晃	14番	星川睦枝
15番	棚瀬悦宏	16番	武藤善照
17番	日比野昇	18番	土屋勝義
19番	澤井幸一	20番	辻文雄
21番	松野義和	22番	馬淵金雄
23番	西岡一成	24番	松野周一
25番	西岡妙子	26番	佐藤多喜夫
27番	広瀬正雄	29番	児玉春一
30番	進藤末次	31番	松野武則
32番	吉本幸一		

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（28番）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長 職務代理者	福野正
市長公室長	青木輝夫	総務部長	関谷巖
市民部長	松尾治幸	都市整備部長	水野年彦
水道部長	松野光彦	調整監	今村章二

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は31名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第10号から日程第 3 議案第21号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第 1、議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてから日程第 3、議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これらにつきましては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松野武則君。

総務常任委員長（松野武則君） ただいま議長より発言を許されましたので、総務常任委員会に付託された議案の審査報告をいたします。

まず、議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について御報告いたします。

本議案は、市長が決定したことに伴い、条例が不要となり、廃止するため上程されたものであります。質疑はなく、採決の結果、議案第10号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算についてであります。

まず総額は歳入歳出ともに 131億 4,514万円であり、旧 2 町の継続事業を中心にした予算となっております。歳入については、市税が51億 8,294万 4,000円で全体の39.4%を占めており、次いで市債が27億 5,000万円で20.9%となっております。また、歳出については、教育費に30億 1,204万 2,000円、民生費に29億 1,422万 4,000円、衛生費に19億 4,918万 3,000円と、教育、福祉など市民生活に密着した分野に重点が置かれたものとなっております。

主な質疑は次のとおりであります。

歳入では、地方交付税 6 億 9,400万円と臨時財政対策債11億 5,000万円が計上してあるが、これから勘案して、昨年度の旧穂積町と旧巢南町の決算ベースでの地方交付税合算額約17億 2,956万円、臨時財政対策債合算額約 5 億30万円の合計約22億 2,986万円に比べて、その多寡についてどう考えるかとの質疑が委員から出され、執行部より、本審議中の新市の予算に加え、4月中に旧 2 町に交付されている地方交付税約 3 億 9,900万円を加えると、昨年度の旧 2 町の

決算ベースよりまだ 1,000万円ほど多いと考える。しかしながら、国の考え方がまだまだ不透明であり、予断は許されないことは十分承知しているとの答弁がありました。

歳出では、総務費のうちで徴税費の委託料の現況、地番図のデジタル化の費用が計上されているが、その目的は何か。住民基本台帳ネットワークの第2次稼働関係費用の計上がなされているが、個人情報保護条例との関連はどうかなどについて質疑が出され、執行部から、現況地番図のデジタル化については、合併に伴い土地評価の統一を図るため、税務関係の地図情報を整備し、平成18年度の評価替えに対応するものである。また、個人情報保護条例について、今回の住民基本台帳ネットワークの第2次稼働に関しては秘密保持がなされており問題はないと考えるが、今後の運用においてはその必要性を痛感しており、現在、条例案を策定中であり、なるべく早い機会に議会に示したいとの答弁がありました。

次に民生費では、社会福祉費の身体障害者福祉計画の策定について委託を行う必要があるかどうか、今年度の敬老会の予定はどうかなどの質疑が出され、執行部から、身体障害者福祉計画の策定については、昨今、支援費制度の導入など、身体障害者を取り巻く制度、環境が大きく変わってきており、新市として必要である。委託については、職員だけでは資料などを収集することはできるが、専門的な意見や分析などを行うためには、やはり専門機関に策定を委託することが妥当と考えているとの答弁でありました。また、敬老会については、今年度は来る9月10日の水曜日に全市一会場で開催することを予定している。ただし、一回では会場に入り切らないので、午前と午後に分け、さらに旧穂積町と旧巢南町の人たちが交流できるような内容での開催にしたいと考えているとの答弁がありました。

衛生費では、清掃費のうちで合併処理浄化槽の設置整備補助金の詳細を説明願いたいとの質疑が出され、執行部から、旧穂積町で実施していた合併処理浄化槽の設置整備に係る補助制度について説明がなされ、当然、今年度より旧巢南町地域にも適用し、人槽による区分についても同じであるとの答弁がありました。

労働費、農林水産業費では、農業費の西美濃花回廊拠点条件整備事業補助金と、ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業補助金について、その対象となる事業の全体像はどうかなどについて質疑が出され、執行部から、本事業は愛知万博に関連した事業で、県が主体となって行われるものであるが、ファームネット岐阜協同組合など農事組合3件に対して補助をするものであり、全体事業費で約1億3,000万円で、県がその3分の1を持ち、市はおおむね1,800万円の負担であり、残りは事業主の負担である。広い意味での農産物を販売するところとなるとの答弁がありました。

土木費では、橋梁改良費の中で下犀川橋の改良について、拡幅部分は市の単独となるのかなど詳細な説明を求めるとの質疑に、執行部から、下犀川橋の整備については、河川の改修を含めて、平成15年度は県が8,000万円、市が2億3,900万円を負担することになる。なお、合併

市町村支援交付金の2億円を特定財源として充当する予定であるとの答弁がありました。

消防費では、消防費、非常備消防費の備品購入費の800万円の内容はどうかとの質疑に、旧巢南町地区の老朽化した小型動力ポンプ3台分の買い換えを予定しているとの答弁がありました。

教育費では、旧巢南町のスポレク祭や地域の夏祭りなどへの補助はどうか。また、保健体育費の土地購入費及び工事請負費について、多目的広場整備と聞いたが、この金額の算出についてはどうかなどの質問が出され、それぞれ旧巢南町のスポレク祭や地域の夏祭りなどへの補助について、旧巢南町の地区においては、生涯学習地域振興事業補助金の中で各小学校区につき100万円ずつ予算を確保している。ただし、合併協議会でも協議されたように、旧穂積町のようによろしく各小学校区ごとに組織化していくことについては、地域の実情をかんがみながら、生涯学習課において指導、企画していくことになる。また、保健体育費の土地購入費14億914万円は、多目的広場の整備のため、生津地区の3万7,000平方メートルの土地をまず土地取得事業特別会計から買い取るものである。この金額は、土地購入時の市債元金残高と本年度半期分の利子相当分である。また、工事請負費1億5,000万円は、この土地の基本的な造成を行うためのものであり、合併特例債14億8,500万円を財源としているとの答弁がありました。

以上のような質疑の後、討論なく、採決の結果、議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算についてであります。

まず総額は歳入歳出ともに14億1,572万円であり、主な歳入は土地の売り払いによる14億914万円であり、主な歳出は公債費の14億914万円となっております。なお、本会計は本年度をもって廃止するものであるとの説明がありました。

主な質疑は次のとおりで、工事請負費500万円の内訳はとの質疑に、夏場などの草刈り工事費用であるとの答弁がありました。

続いて討論に移り、まず反対意見として、早い事業化はよいが、多目的広場の内容が具体化していないので賛成できないという意見がありました。また、賛成意見としては、合併後に市民の融和を考えた上で、広場やグラウンドというものは必要であるとの意見がありました。以上のような質疑、討論の後、採決の結果、議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会の審査結果について報告いたします。

なお、会議終了後、市内生津地区内で多目的広場として計画されている3万7,281平方メートルの現地を訪れ、現場の状況を視察してまいりました。

続いて、祖父江地内犀川第3排水機場を訪れ、排水機の将来計画について都市整備部長の説明を求め、現在の第1排水機が老朽化しており、改善が望まれているところではありますが、計

画といたしましては、第1排水機を現在の第3排水機に併設し、その機能を保ち改善を行っていく旨の説明がありました。

次いで、本年8月に完成を予定されている祖父江地区と墨俣町をつなぐ犀川大橋、そして犀川堤外地土地区画整理事業の現場を訪れ、それぞれ都市整備部長から現状について説明を受けたところであります。

引き続き、牛牧・横屋間で進められている下犀川橋のかけかえ工事の現場、さらに巢南庁舎南側で進められています保健センター、図書館の建設工事の現地の状況、続いて旧巢南町と本巢郡真正町の行政区境界など、それぞれ説明を受け現地調査を行ってまいりました。

最後に、本年度予定されています西美濃花回廊拠点整備事業で計画されている十七条地内のサボテン村を現地視察してまいりました。

以上、総務常任委員会委員長 松野武則。

議長（吉本幸一君） これより議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止についてを、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第10号瑞穂市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 8番 小寺議員。

8番（小寺 徹君） 委員長報告に追加をしてほしいんですけれども、総務委員会で議会費の中で、議会に一般紙が置いてないというのはいかんと。ぜひひとつ置いてほしいという要望が出まして、総務委員全員が一致をして、予算項目としては図書費購入とか図書備品という項目がありますので、その中でぜひひとつその項を活用しながら一般紙の購入をということを確認いたしました。何を入れるかということについて、事務局と議長で一遍相談して決めるということになっておりますので、その確認に基づいた執行もお願いしたいということで、委員長報告に追加をするということにしてほしいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 23番 西岡一成君。

23番（西岡一成君） 私は、第14号議案に反対する立場から討論を行いたいと思います。

基本的に2点についてのみ申し上げます。

1点目は、住基ネットの問題であります。

これは議案第11号にも関連いたしますけれども、ことしの8月から第2次稼働に入ることです。氏名、住所、性別、生年月日の四つの基本情報を中心というふうになっておりますけれども、私はまず大前提として、個人情報保護とセットで論じなければならない。とりわけ前回の臨時議会でも申し上げましたように、個人の自己情報の開示請求権との関係も出てまいります。しかしながら、総務常任委員会の中でお聞きをいたしましても、それから先ほどの委員長報告にもございましたけれども、現在検討はしておるということではありますが、具体的に9月議会でそれが提案できるとかというふうな状況ではない。特定の時期を示していただくことはできていないのが現状でございます。したがって、そういう状況の中では、率直に申し上げて、赤ん坊からお年寄りまで国民全員の分について、各自治体の垣根を越えて全国ネットのコンピューターシステムで集約されて、それが一元的に管理をされていく。そして、この8月に交付をされると言われておるICカードにつきましても、最高8,000文字まで入る。およそ新聞一面分というふうにあります。

それで、ちなみに経済産業省がどういうことをやっておるか申し上げますと、要するに大

がかりな実証実験をやっておるといことであります。ＩＣカードの普及等によるＩＴ装備都市研究事業といこと、岡山市や三重県津市など全国の21の地域が企業と連合体を組んで、その多目的利用について研究をしておるといことなんですね。具体的には、経済産業省から一定のモデルが提示をされているといことであります。そして、その中身はどうかといといますと、1枚のＩＣカードに、住民基本台帳、被保険者証、身分証明書、印鑑登録証明書、公的施設の利用者証、公的年金カード及び鉄道定期券、キャッシュカード、クレジットカード、病院の診察券、各種会員権、同プリペイドカード云々となっておるんですね。もう明々白々なんですよ。四つの基本情報だけだから皆さん安心して結構ですよといのは、本当にそのかぎを穴から引き出すための単なる口実にすぎないんです。その先どっちへ進めていくかといことは、もう既に経済産業省や、そのほかの総務省もそうですけれども、徹底的な研究を現在やっておるんですね。それをただ国民に知らせてないだけです。そういうことが現実に行われてきますと、一体どういことになってくるのか。「電子政府」なんていのは、聞こえがいい言葉でありますけれども、まさに一人ひとりの人間そのものを国家が管理をしてしまう。要するに、言葉を言いかえれば、「電子監視収容所列島化構想」といふうな言葉で言うことのできるんじゃないかといことなんですね。

したがいまして、一たんこれを認めてしまうと大変な方向に進んでいく危険性があるといことなんですよ。ですから、そういう意味で冒頭に申し上げましたとおり、個人情報保護を保護していく条例とセットできちんと審議を事前にすべき大事な問題なんです。そのうち本当に、どこの駅をいつ通った、どこのビデオ店にいつどう行った、いことまで入ってくるのが考えられますね。ですから、そういう意味において、私は基本的にいことは反対だ。個人情報保護条例の中身がしっかり規定をされて、つけ押しされた上でなければやはり厳しいいではないかとい立場から反対なんです。

それから2点目と言いましたけれども、他の1点は、いわゆる多目的広場の1億5,205万円の予算が計上をされておるわけでありすけれども、この土地の利用については、まずもって事前に地域住民との間でどれだけのコンセンサスを得るための議論が交わされてきたのかとい点については、極めて不十分であるといふうに考えております。そして、総務常任委員会の中でもお聞きをいたしましたけれども、その中身、具体的にはいことなんだとお聞きをしましたけれども、造成をして木を植えるとい以上の詳細な説明をいただくことはできておりません。したがいまして、いこと漠とした内容に対して1億5,205万円の予算が計上されておるといしましても、私は賛成をするわけにはまいらないといことであります。

そして、とりわけ一般質問の中で吉村議員が総合病院の誘致の問題を取り上げておられましたけれども、げすの勘ぐりでしょうけれども、一たん多目的広場にして、同土地を、もし総合病院の誘致が実現をした暁には、それに変更するといふうなこともあるのではないかなあと

いうふうなことも考えておる。だとするならば、それは事前に、総合病院を誘致するかしないかにかかわらず、医師会ともって地域の総合医療の問題として、どうあるべきかについて、地域住民を含めてしっかり検討するような第三者的な内容の濃い機関をつくって議論をすべきである。そうでなければ、やはり行政の独断と専行にならざるを得ないというふうに思っておりますので、2点についてとりわけ反対だということで、本議案については反対をしておきたいと思えます。以上であります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 清水議員。

12番（清水貞夫君） 私は、委員長報告に賛成の立場で発言させていただきます。

最初に、15年度予算の中の、先ほど反対をされました西岡さんの問題でございますが、いずれにしても行政改革ということで、新しい行政のあり方につきましては質の高い行政をやるということで、一番最後の方で予算も少し見てあるようでございますし、行政のネットワークにつきましては、今後課題となっておりますので、検討の値にいたしました。

次に、多目的広場ということで、さきの生津地区の問題ですが、これは合併に伴いまして巢南との多目的広場をつくろうということで行政の方から出ましたもので、皆さんと検討した結果、賛成ということで、私は賛成討論をさせていただきました。以上でございます。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 私は、議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

反対の理由であります。第1点は、一般質問において、瑞穂市の施策の基本を福祉に置くかどうかという質問に対して、市長は、福祉を根幹にするのは当然であるという答弁をされました。しかし、その後、福祉に対する考え方はいろいろある。また、まじめに働いているかどうか、財政バランスなどを考えて実施しなければならないと、私に言わせれば逃げ道をつくった答弁がされたと思えます。

子供の医療費を無料にする、無料を小学校就学まで拡大してほしいという住民の皆さんの切実な願いがございます。一般質問でも、岐阜県下の市町村の実施状況や住民の声を取り上げながら、ぜひ実施してほしいという一般質問をいたしました。しかし市長は、この問題はもっと広範囲に実施すべき問題であり、国や県が実施すべきであるということで、私に言わせれば、また逃げた答弁をされて、実施をしないということになっておると思えます。小学校就学前まで実施を拡大した場合どれだけの財源が必要かという質問に対して、1人4万8,044円、対象

者 542人、掛けると約 2,600万円要するという答えがございました。実は小学校就学前ということは、6歳を超えてもその年度の3月31日までありますから、恐らく計算は1年6ヵ月に掛けるべきだと思います。そうすると3,900万円ぐらいの財源になると思います。この金額は、瑞穂市の財政バランスからいって実施してもおかしくない問題ではないかと当然考えるわけであります。そういう点で、一般質問の中でも実施するという答弁がなかったという点からして、反対の理由であります。

2点目は土木費の問題であります。

道路維持費、請負工事費に1億2,500万円、道路改良費の請負工事費に3億1,000万が計上されております。総括質問で、この工事内容と工事場所はどこかという質問をいたしました。答弁では、執行部に任せてほしいと、内容は明らかにできないという答弁でありました。総務委員会でも議論をし、助役は隠す必要がないと思っておると。一遍市長に具申をし、聞いてくるわということで聞いてきてもらった回答は、前と同じ回答で、内容は明らかにできないという総務委員会の答弁がございました。私は、この二つの事業は、住民の生活道路を改良し環境をよくするというのと、もう一つは、公共事業ですから大変お金が要る。それはむだな工事でないかどうかを審議するのが議会の任務だと思っております。なのに、工事の内容、場所を公表しないということでは審議ができません。議会を軽視しておると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

以上二つの理由で、この予算案には反対をいたします。

最後に、初めての議会でありますので、議会運営について議長と議運の委員長に要望を2点したいと思いますので、少し発言をお願いしたいと思います。

まず第1点は、今回の議会で議案が提案されましたけれども、その提案の内容は予算の総額が提案されただけで、中身、内容はほとんど理解できない提案内容であります。議員がこの議案の内容をぜひ理解するためには、議会提案後、精読期間中に議会の全員協議会を開催して、勉強会という形で各担当部門から議案の内容を詳細に説明していただく、そういうことをぜひ精読期間中に設けてほしい。議案の内容がしっかり理解できなければ、しっかりした審議もできないと思いますので、こういうことを実施できないかどうかひとつ検討をお願いしたい。

2点目は委員会審査でありますけれども、1日1委員会を開催ということにしてほしいと思います。今回の議会は、4委員会が全員一緒の日にちに委員会を実施するという開催のされ方がされました。議事の日程上は、市長は全委員会に出席するということになっておりますけれども、実際は各委員会にあいさつ回りをしただけだという状況になっております。このような議事の取り扱いでは、市長が出たくても出られないという日程の組み方であると。市長は出たいけれどもこういう日程では出られないのか、議会の方は市長は出てもらわんでもいいということでこういう日程を組まれておるのか、よくわかりませんが、私は市長は全委員会に

出席をして、この予算を組んだときの市長査定のとときの政治的な判断をどうされたのかということ聞きながら審査をしていく、それが委員会じゃないかと思います。また、もう1点は、市長はこの議案に対して議員がどのような意見を持っておるか、そういうことをよく把握しながら、今後の予算執行や、また今後の市政の政策決定に生かしていく、それが議会の議案審議の内容だと思います。

そういう点から、二つの点をぜひ今後改善を願えんかどうか、議長と議運委員長に要望をいたします。以上で討論を終わります。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数です。したがって、議案第14号平成15年度瑞穂市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡一成君。

23番（西岡一成君） まことに簡単でありますので、自席でお許しいただきたいと思います。

先ほど第14号議案のときに申し添えるのを忘れたんですけれども、第14号議案と同様の趣旨におきまして反対をいたします。以上であります。

議長（吉本幸一君） 原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 小寺君。

8番（小寺 徹君） この土地の購入の経過については私ちょっとよくわかりません。今回の議案の提案は、買うことによって利子を安くすると。ここには914万円の予算計上がされていますが、これは半期分で、これは継続しておるとさらにこの倍の914万円の維持費を出さないかんという点で、経済効果的にはいいと思うんですけども、前の購入経過等がよくわかりませんので、私はこの採決には棄権をいたします。以上です。

議長（吉本幸一君） ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 清水議員。

12番（清水貞夫君） 21号議案ですけれども、先ほど私申したように、合併に伴う広場ということで、多目的広場は私も賛成でございますので、原案どおり賛成いたします。

議長（吉本幸一君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、議案第21号平成15年度瑞穂市土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第12号から日程第9 議案第22号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第4、議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについてから日程第9、議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してございますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 進藤末次君。

産業建設常任委員長（進藤末次君） 産業建設常任委員会委員長の進藤です。

平成15年第1回瑞穂市議会定例会、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会は、去る7月1日午前9時30分から巣南庁舎3階全員協議会室で、常任委員8名のうち、松野義和委員は病気のため欠席されましたが、その他は全員が参加し、執行部は、出席を要求した市長は一定の時間でしたが出席され、その他、都市整備部長、水道部長、都市開発課長、都市管理課長、産業経済課長、上水道課長、下水道課長に出席を求めて常任委員会を開会いたしました。

産業建設常任委員会に付託された議案は、議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについて、議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について、議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算について、議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算について、議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算についての議案6件であります。

産業建設常任委員会では、付託されました議案の審査を始める前に、旧穂積町・旧巣南町が合併して瑞穂市になって初めの常任委員会でもあり、市役所内の仕事の内容や課長の名前等を把握する点からも、まず執行部側、議会側ともに自己紹介をして、特に執行部側には分担をしている仕事についても明らかにしていただきました。結果は、お互いが和やかに審査をすることができました。

産業建設常任委員会に付託された議案6件のうち4件は下水道事業の内容であり、このうち3件は平成15年度の会計予算でもあり、また6件のうちの1件も平成15年度の水道事業会計であることから、お互いに内容が関連する発言も多くなり、活発に意見が出されました。これらの発言や審査内容をまず初めにまとめて報告し、審査結果は最後の可否を明らかにする方法で審査内容について報告をいたします。

まず審査の方法については、各議案ごとに執行部から詳細に説明を受け、特に総括質疑で問題になったものは細部にわたっての説明を受けて審査をいたしました。そして、1議案ずつ可決すべきかどうか確認して採決をし、決定をいたしました。

次に、審査の中で出された意見等について明らかにしたいと思います。付託されました6議案のうち4議案が下水道に関係した議案であることから、下水処理に関する発言が続発し、議案の内容をはみ出す発言までありました。これらの発言内容の主なものは、1．市が管理する公園にはミニ公園も含めて便所を設置すべき。2．駅前の便所の清掃はだれがどれくらいの間隔で行うのか。3．単価は適正か。4．利用者のマナーが悪い。5．利用する住民にも責任がある。6．市の管理する公園が同じ顔であるのはおかしい——これは樹木等が同じ木が植えられておるといことも含まれます——等であります。これらの要望的意見に対し、利用する市民のモラルについても多くの意見が出されました。特に呂久地内にある農業集落排水の

終末処理場の取り組みの発言は、これらの要求的な発言に対するかがみとなるような発言でありました。内容は、呂久地内の人たちは、自分たちが排せつしたものを処理する施設であるのは、自分たちが管理するのは当然と判断され、呂久地内の人たちが交代で当番を決め、施設の清掃も含めて管理されているとの説明を受けました。

第19号議案の中では、これらの業務を補助金として計上していましたが、清掃管理業務を委託料として組み替えされています。産業建設常任委員会は、呂久地内の人たちの取り組みに脱帽してしまいました。そして常任委員会としては、瑞穂市内の各施設がこのようにありたいものだと思います。要求はするが、維持管理は行政がやるのが当然だと思って要求だけを強くする最近の風潮に、この呂久の取り組みは、最後の維持管理はいかにすべきかを教えられた思いがいたしました。このこともあって、産業建設常任委員会は議事の審査終了後、この呂久地内の農業集落排水終末処理場を中心に、旧巢南町内の公園と施設も視察をいたしました。

最後に、付託されました6議案の審査の内容について報告をいたします。

議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、大月地区の農村総合整備事業の賦課金を徴収するものであり、総事業費303万円のうち36.9%の110万7,000円を改良区が負担し、平成16年3月31日までに納付することを議会の承認を求めるものであります。

議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結については、旧巢南町地内で進められている特定環境保全公共下水道の根幹的施設の建設工事を委託協定するのに協定金額が1億7,740万円であること（議会の議決が必要なものは1億5,000万円以上）から、議会の議決を得るべき提案されたものであります。

議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、議案第13号の内容も含まれたもので、総事業費を9億5,165万6,000円と定め、国からの補助金は3億1,540万円、繰入金約2億円、市債が4億2,570万円等で事業を行うというものであります。

議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、呂久地内に設置されている施設で、平成6年に認可され、平成9年に施工、一部は供用開始されて現在稼働している施設の特別会計であります。全戸数149戸のうち133戸が加入して、呂久地内で管理し、月2回、3人ずつで清掃をする等、地元住民の協力のもとに管理運営がされている特別会計であります。

議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算については、歳入歳出9億2,474万4,000円と定めるものでありますが、総括質疑で広瀬捨男議員から質問があった約5億円の内容も詳しく説明があり、産業建設常任委員会では出席委員全員が了解したものであります。この事業は、今回の定例議会の議案の資料編にも細部にわたって説明と、管路施工区域の地図もつけられていることから、質問はほとんどありませんでした。

最後に、議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算についてであります。これも総括質

疑で小寺議員から質問がありました旧巢南町の余剰金についても説明があり、産業建設常任委員会では了解をいたしました。この水道事業会計は、旧穂積町・旧巢南町の上水道の会計を一つにし、穂積町のとってきた収益的会計と資本的会計の2本立てとなっているもので、旧巢南町議会の議員であった方には少し違和感があったようですが、内容的には了解をしていただきました。この上水道会計は、旧2町の会計の関係もあり、なかなか苦勞されての審査でした。特に資本的収入及び支出では、収入に対して支出が多く、不足する額の補てんが難しかったようであります。

以上で審査の報告を終わります。

次に、審査の結果を報告いたします。

議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、出席委員全員が承認すべきものと決定。

議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結については、出席委員全員が可決すべきものと決定。

議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算、議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算及び議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算の予算4議案は、出席委員全員が可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第39条の規定により報告をいたします。平成15年7月4日、瑞穂市議会 産業建設常任委員会委員長 進藤末次。以上であります。議長（吉本幸一君） これより議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについてを、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第12号瑞穂市営土地改良事業の賦課の基準等の承認を求めることについては、委員長報告のとおり承認をいたしました。

これより議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結についてを、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第13号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第18号平成15年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第19号平成15年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第20号平成15年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成

の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第22号平成15年度瑞穂市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号から日程第12 議案第17号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第10、議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第16号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算までを一括議題といたします。

これについて、厚生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 棚瀬悦宏君。

厚生常任委員長（棚瀬悦宏君） 厚生常任委員会の報告をさせていただきたいと思います。

ただいま議題となりました付託議案3件は、7月1日の厚生常任委員会において結審を見ましたので、御報告いたします。

まず最初に、議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、本年8月25日から住民基本台帳カードが交付されるのに伴い交付手数料を定めるものであります。執行部から、手数料については各自治体が条例で定めることになっており、本市としては、カードの普及を図る目的から当初の交付は無料とし、亡失の場合の再交付に限り1,000円を徴収するとの説明がありました。

続いて質疑に移り、再交付の1,000円はどのように決めたのか、少し高いのではないかとの質疑に対し、総務省が試算した1枚当たりの発行費用は2,000円ほどになり、またカードの原価だけを見ても1,300円ほどになることを考えれば決して高いものではないとの答弁でありました。カードは写真つきのもので交付されるようであるが、子供が登録すれば当然容姿も変わっていくと思われる。有効期限はないのかとの質疑に対して、有効期限は10年である。また、その場合の再発行は亡失ではないので、この条例からいけば無料で交付することになるとの答弁でありました。カードの交付申請は基本的に本人が行うものとするが、字を書くことができないような子供の申請はどうするのかとの質疑に対し、15歳未満の方の申請は法定代理人を立てて申請してもらうことになっているとの答弁でありました。カードの再発行の場合は記録として何か残るのかとの質疑に対し、再発行したカードには記録しないが、システム機器本体の中には記録しておくとの答弁でありました。なお、カード交付等取扱事務に関しては、穂積庁舎と巢南庁舎に高速回線等が配備されるまで、当分の間は穂積庁舎市民保険課窓口のみにするとの説明がありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第11号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億 9,376万 6,000円とするものであります。執行部から、歳入の主なものは、国保税12億 5,179万 7,000円、国庫支出金7億 7,306万 8,000円、療養給付費交付金3億 7,799万 6,000円、一般会計、基金からの繰入金4億 5,629万 6,000円等となっており、また歳出の主なものは、療養諸費16億 1,669万 4,000円、高額療養費1億 5,250万円、老人保健拠出金8億 2,630万 5,000円、介護納付金1億 5,238万 3,000円等であるとの説明が詳細にありました。

続いて質疑に移り、全国・東海北陸市町村研修協議会負担金6万 4,000円が計上してあるが、こういった趣旨ものかとの質疑に対し、各種負担金を含めて6件の負担金が計上してあり、主なものは、全国都市国保課長研究協議会負担金、東海北陸地方都市国保主管課長研究協議会負担金等であるとの答弁でありました。

老人保健に対して医療費拠出金が計上されているが、老人保健の対象になる年齢は何歳からかとの質疑に対し、平成14年10月に改正があり、70歳から75歳に引き上げられた。ただし、現在老人保健の適用者については経過措置があり、そのまま老人保健が適用されている。経過措置の年齢に達しない方については、各保険者にて前期高齢者という形で対処していただくことになり、75歳になった時点で老人保健が適用されるとの答弁でありました。

穂積町・巣南町からの基金はどのように引き継いでいるのかとの質疑に対し、2町の基金の計、約3億 1,100万円はそのまま瑞穂市に引き継がれ、今年度の予算において基金繰入金として1億 9,494万 7,000円を計上しているとの答弁でありました。

職員の時間外勤務手当であるが、5人分に対して626万 2,000円と非常に多く計上してある。勤務形態はどのようになっているのかとの質疑に対して、社保から国保への切りかえ者、納税相談者等が非常に多くなり、平常勤務中はお客様の対応に追われ、事務的作業はどうしても時間外になってしまう。また、合併による報告文書等も多くあることから、現在は午後10時前に終わらせるのはなかなか難しい状況にある。しかし、滞納処理事務を税務課徴収係にお願いしたり、各報告書の数字を課内で共有化させるなど事務改善を検討中であり、時間外勤務を少しでも減らそうと努力しているところであるとの答弁でありました。

歳入における国庫負担金、県負担金の高額医療費共同事業負担金それぞれ1,700万円、共同事業交付金1,296万 4,000円と歳出における高額医療費共同事業医療費拠出金6,823万 8,000円の関係性を明らかにしてほしいとの質疑に対して、高額医療費共同事業の拡充と制度を明確化させるため、平成15年度予算より拠出金の財源を国が4分の1、県が4分の1の負担となり、予算措置をしたものであり、国庫負担金と県負担金が新たに計上されている。これは、高額療養費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国保税から賄う市町村の拠出負担

を軽減させるものである。国保連合会からの高額医療費共同事業交付金に関しては、対象医療費が80万円から70万円に引き下げられ、交付率は100%という事業の拡充となっているとの答弁でありました。

以上、質疑・答弁の後、討論なく、採決の結果、議案第15号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号瑞穂市老人保健事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額それぞれ27億5,271万4,000円とするものであります。執行部から、従来の老人医療費の負担割合は支払基金からの交付金70%、国庫負担金20%、県負担金5%、一般会計からの繰入金5%の割合であったが、将来的には基金からの交付金は抑制され、一般会計からの負担割合が増大するものと考えられ、歳入については以上の点を踏まえ計上してある。また、歳出においては、予算全体の95%に当たる26億229万2,000円が国保連合会及び支払基金を通じて医者に支払われる老人保健医療給付費であるとの説明でありました。

以上、説明があった後、質疑・討論なく、採決の結果、議案第16号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって厚生常任委員会の報告といたします。平成15年7月4日、厚生常任委員会委員長 棚瀬悦宏。

議長（吉本幸一君） これより議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡妙子君。

25番（西岡妙子君） 簡単ですので自席でお願いいたします。

議案第14号にも同じような点があったわけですがけれども、個人情報保護条例がまだ市できていない段階でございますので、プライバシー保護の関係で、それまでは稼働してほしくないと思っております関係上、この議案について反対とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 山本君。

10番（山本訓男君） ただいま議題となっております11号議案、瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてでございますが、住民基本台帳カードの発行に伴う手数料条例でございますので、これはただいま委員長が報告しましたように、いわゆる住民サービスの向上のために発行するものであり、また今後、電子政府とか電子自治体の発展に伴い、住民サービスの向上をもたらすものであり、賛成といたします。

それから、今、国では個人情報保護法が制定され着々と準備も進んでおり、先ほどの総務委員会の発言でも、執行部においても準備されているということで、そう慌てなくてもよろしいから、ゆっくりと内容の濃い条例をつくっていただいて対応していただきたい。ですから、この議案には賛成といたします。以上でございます。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、議案第11号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 8番 小寺議員。

8番（小寺 徹君） 議案第15号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算に、反対の

立場で討論をいたします。

国民健康保険事業は、瑞穂市内の自営業者、また農業従事者などを対象とし、その人たちの健康を守るために大変重要な事業であります。年々保険税が値上げされ、また不況によって経営破綻などに伴い、その方たちは経営破綻になっても減免制度がないというようなことから滞納も増加をしております。

総括質問で、現在の保険税は幾らかということをお聞きしました。答弁では、1人当たり平均8万5,200円、1世帯当たりになりますと平均15万5,200円となっていると答弁がございました。私は、巢南町議会のときから一貫して、もっと保険税は値下げすべきだと主張をしてきました。値下げの方向としては、現在基金が4億3,600万円あります。これを活用するという。さらにまた、一般会計からの繰り入れも考えながら保険税を値下げするという方向で、ぜひひとつ知恵を出し合いながらそういう方向にしてほしい。まだそれがされていないという立場から、本予算案に反対をいたします。以上です。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、議案第15号平成15年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより議案第16号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第16号平成15年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

議事の都合によりまして、ここで暫時休憩をいたします。

10分間休憩いたします。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時25分

議長（吉本幸一君） ただいまの出席議員数は30名でございます。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第17号及び日程第14 請願第1号について(委員長報告・質疑・討論・採決)

議長（吉本幸一君） 日程第13、議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算及び日程第14、請願第1号相撲の土俵新設に関する請願を一括議題といたします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 広瀬正雄君。

文教常任委員長（広瀬正雄君） 文教常任委員長報告をいたします。

ただいまから、文教常任委員会に付託されました案件について、審査の内容及び結果について御報告いたします。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算について、請願第1号相撲の土俵新設に関する請願について、以上、議案1件、請願1件であります。

次に、審査の経過について申し上げます。

7月1日、文教常任委員会を巢南庁舎委員会室において開催し、付託されました議案、請願について、市長、教育長職務代理人、教育総務課長、学校教育課長及び生涯学習課長の出席を求めて、それぞれ詳細な説明を聴取し、慎重に審査を行いましたので、審査の内容を議案に沿

って簡潔に申し上げます。

議案第17号は平成15年度学校給食特別事業会計予算でありまして、歳入歳出予算の総額それぞれ2億7,009万5,000円であります。歳入内容は、給食費負担金が現年度分2億6,397万3,000円、過年度分は100万円であります。雑入として、旧町の剰余金511万8,000円あります。歳出の主なものは、給食賄い材料費2億7,009万5,000円あります。

瑞穂市の学校給食は、穂積・巢南両調理場において、安全で栄養豊かな、楽しく魅力ある給食の提供を目的とし、5月当初より両調理場とも統一献立により、さらに適切な栄養管理、衛生管理を徹底し、給食業務を実施している説明がありました。

穂積調理場の老朽化問題についての質問があり、今後、両調理場を早期に統合し、合理化できるような方策を図る方向で検討する旨の回答がありました。また、給食費負担金の未収金を減らすための対策についても、最大の努力と最善の対策を講じることを要望して、学校給食事業予算の審査を終えました。

続きまして請願第1号であります。相撲の土俵新設に関する請願に関して、旧巢南町議会で過去にも請願が出された経緯について説明を受け、慎重に審査したところ、請願の趣旨は十分賛同できるものであると認識をしましたが、将来に向けて潜在的にどのくらいの利用者が見込めるのか、指導者は確保できるかなど、十分精査した上で進めるべきであると一致いたしました。その上で、瑞穂市の体育施設としてふさわしい相撲場にすべきものであるという意見がありました。

以上が付託された議案、請願の審査についての概要であります。

次に、審査の結果を御報告いたします。

文教常任委員会が付託を受けました議案第17号については、全員一致で賛成、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

請願第1号については、請願の趣旨は十分理解できるものの、実現するには時期尚早であるため、全員一致で趣旨採択と決定いたしましたので、会議規則第39条第1項の規定により報告します。

また、全委員で市内の教育関係施設の現地視察を実施したことも報告いたします。平成15年7月4日、瑞穂市議会 文教常任委員会委員長 広瀬正雄でございます。

議長（吉本幸一君） これより議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、議案第17号平成15年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をいたしました。

これより請願第1号相撲の土俵新設に関する請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号相撲の土俵新設に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。

請願第1号相撲の土俵新設に関する請願を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立多数でございます。したがって、請願第1号相撲の土俵新設に関する請願は、委員長報告のとおり趣旨採択をされました。

日程第15 発議第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第15、発議第5号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専

決処分事項についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、松野武則君。

31番（松野武則君） それでは、お手元に配付されております発議第5号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項についての趣旨説明を行います。

本案は、常任委員長の前藤末次議員、棚瀬悦宏議員、広瀬正雄議員の賛同を得まして、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。地方自治法第96条第1項に掲げる議会で議決しなければならない事件のうち、特に軽易な事項を同法第180条第1項の規定により規定するものであります。

以下、議案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項は、市長において専決処分することができるものとする。ただし、議会の開会中は、その議会の議決を経なければならない。

1．国庫支出金又は寄附金等の特定財源の範囲内において100万円未満の歳入歳出予算の補正をすること。

2．基金にするための歳入歳出予算の補正をすること。

3．法律上市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円（自動車事故に係るものについては、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条第1項第1号に掲げる額の合計額に相当する額）以下において定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

附則として、この告示は、公表の日から施行する。以上。

議長（吉本幸一君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議第5号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項についてを採決いたします。

発議第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、発議第5号地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項については、可決することに決定をいたしました。

日程第16 発議第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第16、発議第4号税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、松野武則君。

31番（松野武則君） それでは、お手元に配付されております発議第4号税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書の趣旨説明を行います。

この意見書も、進藤末次議員、棚瀬悦宏議員、広瀬正雄議員の賛同を得て、会議規則第13条の規定により提出します。

以下、議案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書。

現下の地方財源は、バブル経済崩壊後の税の大幅な減収に加え、国が経済対策の一環として実施してきた国税・地方税を併せた政策減税、景気対策による公共事業の追加等の経済財政運営により、財源不足が拡大し、危機的な状況にある。

政府においては、構造改革をさらに本格的に推進するための「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」が閣議決定されたところである。この中で、三位一体については改革の大枠が設定され、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲については基幹税の充実を基本に行うなど、地方公共団体がかねてから要望してきた真の地方分権につながる地方行財政制度の道筋が示されたものとする。

今後、国庫補助負担金の廃止・縮減の対象となる事業、税源移譲の内容などについて毎年度予算編成において具体化が委ねられることとされているが、国庫補助負担金が削減された事務・事業で、引き続き実施する必要があるものについては、全額を税源移譲することが必要であ

る。

よって、政府においては、平成16年度政府予算編成及び税制改正において、真の地方分権の確立に視点を置いた新たな地方自治を確立することを基本に、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するため、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への再配分など基幹税を基本とする税源移譲を早期に実現し、地方税財源を充実強化すること。国庫補助の廃止・縮減に伴い地方に必要な財源については、税源移譲と一体で同時に行うとともに、単なる地方への負担転嫁としないこと。地方行政の一定の行政水準を確保するため、財源保障機能と財源調整機能を一体として果たしている地方交付税制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成15年7月4日、瑞穂市議会。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に提出していただきたいと思ひます。

以上です。御賛同を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（吉本幸一君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 8番 小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） この意見書の趣旨がどうか、一遍確認のための質問をいたしたいと思ひます。

三位一体の改革については、小泉内閣の骨太方針の第3弾ということで報道がされております。その中で、国庫の補助金や負担金の廃止・縮小に対して財源移譲をすると。その財源移譲も、報道では8割くらいという報道がされておりますけれども、それではいかんよと。全額保障せよということにして、要するに地方財政を確立せよということが大きなねらいでこの意見書を出されておるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それからもう1点、全国市長会等でも決議を採択しておるようですが、大体このような内容の趣旨の決議採択をしておるのかどうか、市長がわかっていたら市長にお尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（吉本幸一君） 提出者、松野武則君、答弁を願ひます。

31番（松野武則君） 小寺さんの質問でございますけれども、簡単に言うと、政府がやる仕事というのか、あるいはどう言ったらいいのかわかりませんが、地方の行政がどうにもならぬのですね、本当に。だから、衆議院議長や参議院議長や総理大臣にこれを提出するわけでございます、政府が回答すると思ひます。以上でございます。

議長（吉本幸一君） 市長。

市長（松野幸信君） この前、全国市長会でも三位一体の問題については決議しておりますので、もし御参考にということで御要望があれば、資料がこちらへ来ておりますのでコピーして差し上げたいと思います。内容的には、多少文言は違うと思いますが、考えていることは同じでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 松野義和議員。

21番（松野義和君） 自席でお願いしたいと思います。

私、休んでいましたので、ちょっと認識不十分なところがあると思うのでお尋ねするわけですが、所得税から個人住民税、消費税を地方へ再配分するのは、基幹税を移譲するという趣旨に受け取ったわけですが、この場合、東京とか大阪など都会になるほど有利であって、過疎地は不利ではないかなという感じを受けるわけですが、その辺はどのように審査されたか、お尋ねします。

議長（吉本幸一君） 過日、全国の議長会がございましたが、そのときにもこれと同じような文言で、多少言葉のあやはあるかもわかりませんが、全国の議長会でもこれを決議しております。内容的には同じだと私は思っております。

松野武則議員さん、いいですか。

31番（松野武則君） 私も実はよくわからぬのでございますが、本当の話です。三位一体改革要旨という、政府が発行したものかどうかわかりませんが、だろうと思いますが、国と地方の財政改革、三位一体改革の要旨は次のとおり。

1．三位一体改革によって達成すべき「望ましい姿」。

地方税を充実し、補助金依存を抑制。一般財源に占める地方税の割合を着実に引き上げ、地方交付税への依存を下げ。地方交付税の不交付団体（市町村）の割合を大幅に高める。地方財政のプライマリーバランス（公債分を除いた歳入と歳出の収支）を黒字化し、地方財源不足を解消する。

2．三位一体改革の具体的な工程。

(1) 補助金の改革。2006年度までに事務事業を徹底的に見直す。補助金は4兆円程度をめどに廃止・縮減、公共事業関係の補助金も改革する。

(2) 地方交付税の改革。地方交付税の財源保障機能を縮小するが、地域間の財政力格差の調整はなお必要。地方財政計画の歳出を見直し、地方交付税総額を抑える。4万人以上の人員の純減を目指すほか、地方単独の投資的経費、1990年より91年度の水準を目安に抑制。地方単独の一般行政経費等は現在の水準以下に抑制。地方交付税の算定方法の簡素化を進める。

税源移譲を含む税源配分の見直し。税源移譲は基幹税の充実が基本。補助金の性格などを考え、補助金削減額の8割程度を目安に税源を移譲する。義務的な事業については徹底的に効率

化した上で、所要の全額を移譲。課税自主権も拡大する。諸施策をフォローアップしつつ、三位一体改革を強力に推進。2004年度予算の中で改革を着実に進める。

そういう官報か何か私よくわかりませんが、わかったようなわからんような話だけれども、以上でございます。どうぞよろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉本幸一君） 全国の議長会のときにも、やはり80%じゃなくて100%あれしてほしいというような要望もございましたが、最終的には小泉総理の方からこういうふうでお願いしたいということが出まして、これを市議長会でも議決をいたしておりますので、よろしく御了解をいただきたいと、かように思います。

ほかによろしいか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡君。

23番（西岡一成君） 今、皆さん発言されて、私も一言だけ確認しておきたいと思うんです。

といいますのは、私は別に小泉内閣の構造改革に全面的に賛成というわけではございません。しかしながら、この中身の積極的な側面を、地方から中央への物言いという立場から評価をしていかなければいけないと思うんです。とりわけ地方税財源の内容等につきましても、どうするかということは非常に研究を要する難しい問題であります。したがって、私自身が即断をすることはできませんけれども、この趣旨の大綱が地方から中央に向かって物を言うんだということが全国的に一丸となって向かうならば、それなりの成果はあるだろうという意味において賛成をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（吉本幸一君） これで討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書について

を採決いたします。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立全員でございます。したがって、発議第4号税源移譲を基本とする三位一体改革の早期実現を求める意見書については、可決することに決定をいたしました。

日程第17 発議第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（吉本幸一君） 日程第17、発議第6号教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

提出者、小寺 徹君。

8番（小寺 徹君） 教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書を提案し、趣旨説明をしたいと思います。

提案は、私、小寺徹、賛成者 西岡一成君、西岡妙子さんの3人でございます。

この意見書を朗読して提案にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

教育基本法は、憲法に組み入れられても良いほどに重要な教育の理念・目的とそのあり方を規定するものである。内容的にも、日本国憲法の理念の実現は「教育の力」にまつべきものとし、その実現のために、平和で民主的な方向への教育の理念・目的を基本として掲げている。また、人間の尊厳を大切にす民主主義の原理を、教育を通じて国民に徹底しようとするものであるから、文字通り基本法であり、他の教育に関する法令のすべてが教育基本法に基づいて制定されている。

第1条において、教育の目的を「人格の完成」とし、第3条において「教育の機会均等」、第4条では「義務教育」を定め、第10条において、「教育が不当な支配に服することなく」と教育の自主性をうたっており、教育が不当な支配に服することを戒めている。

戦後、様々な問題を抱えながらも、国民・教育行政は、その理念の実現に不断の努力を積み重ねてきた。現在の少年事件にみられるように、問題行動、不登校、学級崩壊等の課題の克服は、教育基本法を改定することで解決するものでなく、国民・教育行政が共同でその理念を実現する取り組みを進めることで、同法という理念の実現に向かうものである。

いま求められているのは、教育基本法の改定でなく、教育基本法の掲げる人間性に基本を置いた理念の実現と行き届いた教育を行うための教育条件整備である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見を提出する。平成15年7月4日、岐阜県瑞穂市議会。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣の2名でございます。

皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（吉本幸一君） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 武藤議員。

16番（武藤善照君） 真ん中辺に、第10条において「教育が不当な支配に服することなく」と書いてありますが、例えばこれはどういうことですか。

議長（吉本幸一君） 小寺議員。

8番（小寺 徹君） これは、教育に対して特定の政治勢力やなんかが介入するということを戒めるものでございます。

議長（吉本幸一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております発議第6号は委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉本幸一君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） はい、どうぞ。

27番（広瀬正雄君） 私は、反対の立場から討論いたします。

教育基本法の改正に当たっては、中央教育審議会が平成12年3月より審議されてきており、平成15年3月20日の最終答申を行うまでに、20数回の会議及び国民各層からの意見募集、ヒアリング、公聴会を実施されてきました。

皆さん御承知のように、この教育基本法は制定より半世紀以上を経てきており、その間には社会状況が大きく変化し、また教育全般についてさまざまな問題が生じている今日、教育の基本にまでさかのぼった改革が求められております。

新しい時代にふさわしい教育を実現するためには、具体的な教育改革の取り組みを行い、今日的な視点から教育のあり方を根本までさかのぼり、教育基本法に定める普遍的な理念を大切

につつ変化に対応し、我が国と人類の未来の道を開く人間の教育のために、今後直面すべき理念を明確化することが必要です。

教育の目的や方針、幼児教育から大学教育までの学校教育や家庭教育の役割など、教育の根本的な部分についても改革が必要であります。教育は社会の存立基盤であり、現在、将来の我が国が直面するさまざまな困難を克服し、国民一人ひとりの自己実現、幸福と我が国の理想、繁栄を実現する原動力は教育においてほかにない。21世紀を切り開く、心豊かなたくましい日本の教育を目指した教育基本法を改正することはぜひとも必要と考えますので、反対討論いたします。

議長（吉本幸一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（吉本幸一君） 西岡一成君。

23番（西岡一成君） 今、広瀬正雄議員から反対討論がございましたけれども、要するに意見書のどこをどのように反対かという根拠は極めて明確じゃないですね。物すごく抽象的です。具体的ではありません。中身も、要するに中教審の最終答申の文言をピックアップして、それをつないだような文章でしかありません。やはり教育というものは具体的に考えていかなきゃいけません。

私も最近、ある教頭先生と話をしました。非常に最近忙しい。週5日制になってから、本当にゆとりある教育になったかどうか。とんでもない、教頭先生自身が雑事に追われて大変だと。現場の先生方も忙しくてしょうがない。小学校1年生から週3回も5時間授業をやる。ふらふらだと。ついていけない、授業がおもしろくない。そういうふうな実態が、実は不登校だとかいような問題にも原因しているんです。

だとすれば、今現実にある教育の現状がなぜできてきたのか。週5日制は具体的にだれが提議したのか、そのことの総括を具体的にしなきゃいけない。それを抽象的に、教育基本法に求めて変えてしまうということを言われますけれども、広瀬正雄議員にお伺いしますけれども、別に今答弁していただくわけじゃないですよ。教育基本法そのものを読まれたことがございますか。教育基本法が第1条から第11条の補則までございますけれども、読み返していただくと本当に素晴らしい理念がうたわれております。日本国憲法を踏まえて、例えば第1条で教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない」、これが教育の目的なんですね。古いですか、これが果たして。この教育の目的のどこがどう古いんですか。21世紀の時代にこの目的は沿わないんでしょうか。私は、全くこの教育の目的は古くはないし、ますますその理念は輝いているというふうに思っております。

中央教育審議会の答申の中でも、今回の最終答申は、国家とか、公共とか、あるいは家庭に対してまでの国家の介入だとかいうふうなことが非常に言われております。男女共学の問題についても、そういうものは浸透したからその規定は削除することが適当だとか、こういうことも明記をしております。

ですから、私が申し上げたいのは、今改めて教育基本法が制定をされた当時の状況を踏まえつつ、なぜそういう教育の目的、教育の方針、教育の機会均等や義務教育、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政、このようなことが規定をされたのかを正しく総括すべきではないかというふうに思っております。

最近、国会で圧倒的多数で有事法制が可決をされました。中教審答申の中では、先ほど申し上げた国家とか公共とかが強調される割には、平和国家とか、平和な社会建設ということが強調されておりません。それは一体世の中がどういう方向へ行こうとしているのか。私ははっきり申し上げて、教育基本法の改正は憲法の改悪につながるというふうに見ております。その地ならしだというふうに見ております。ですから、平和を守るためにも、私は教育基本法を変える必要はない。むしろ、その理念を具体的に実現をする、そういう努力が、文部官僚も含めて現場の先生方も父兄や子供たちにも問われておると、そのように思います。

したがって、賛成討論にかえたいと思います。

議長（吉本幸一君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（吉本幸一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書についてを採決いたします。

発議第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（吉本幸一君） 起立少数でございます。したがって、発議第6号教育基本法の理念を尊重し、教育条件の充実を求める意見書については、可決しないことに決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了をいたしました。

閉会の宣告

議長（吉本幸一君） 会議を閉じます。

大変御苦労さんでした。

平成15年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成15年 7月 4日

瑞穂市議会 議長 吉本 幸一

議員 小川 勝範

議員 小寺 徹

議員 藤橋 禮治